

令和8年5月19日

〒160-0023

東京都新宿区西新宿六丁目3番1号 新宿アイランドウイング10階

株式会社 Fast Fitness Japan 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海 理事長 荻原 典子  
(連絡先) 〒461-0001 名古屋市東区泉一丁目7-34 荘苑泉3C  
事務局長 伊藤 英樹

### 再 申 入 書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当法人が令和7年11月18日付にて発出いたしました「申入書」に対し、  
令和7年12月17日付をもってご回答を賜りました。

当法人において回答を精査いたしましたところ、貴社のご見解は消費者契約  
法の趣旨に照らし到底承服できるものではなく、依然として消費者の利益を不  
当に害するおそれがあるものと認められます。

つきましては、別紙のとおり改めて是正の申入れをいたしますので、ご検討  
の上、貴社のご見解及びご対応について、令和8年6月19日までに上記連絡  
先宛に書面をもってご回答くださいますようお願い申し上げます。

敬具

(別紙)

## 再 申 入 事 項

### 第1 申入れの趣旨

- 1 利用規約9条2項について、施設利用ができない期間中は会費を徴収しない内容となるよう、消費者契約法10条に適合するよう改訂されたく申し入れます。
- 2 利用規約10条及び11条について、来店以外の方法による手続を認め、退会・休会の締切日を月末近くに設定する内容となるよう、消費者契約法10条に適合するよう改訂されたく申し入れます。
- 3 利用規約14条3項について、一律に返還しないとする規定を改め消費者契約法9条1項1号に適合するよう改訂されたく申し入れます。
- 4 利用規約19条について、主たる利用店舗が閉鎖された場合における解約・返金に関する規定を設けるなど、消費者契約法10条に適合するよう改訂されたく申し入れます。
- 5 利用規約20条1項について、貴社の軽過失による責任を免除しない内容となるよう、消費者契約法8条1項1号に適合するよう改訂されたく申し入れます。

### 第2 再申入れの理由

#### 1 利用規約9条について（入館禁止中の会費支払義務）

##### (1) 貴社の回答の要旨

貴社は、当該規定の適用は悪質な事案に限定されること、そのような事案においては貴社又は加盟店に少なからぬ損害（対応費用及び他の会員の退会による逸失利益等）が生じているとして、改訂に応じない旨を回答されています。

##### (2) 当法人の見解

貴社と会員との契約は、貴社がクラブ施設の利用機会を提供し、会員がその対価として会費を支払うことを本旨とする双務契約であります。したがって、貴社の判断により施設利用（役務の提供）を拒絶している期間においてなお会費を徴収し続けることは、双務契約の対価的均衡を著しく害するものといわざるを得ません。

役務を提供しないにもかかわらず「会費」の名目のもとに金銭を徴収し続ける本条項は、実質的に損害賠償の予定又は違約金としての性質を帯びるものであるにもかかわらず、その算定根拠が何ら明示されておらず、消費者契約法10条に違反し、無効というべきです。

例えば、利用規約9条1項(2)、(5)、(7)の各事由による入館禁止の場合、貴社又は加盟店に損害が一律に発生するとは認められません。また、仮に損害が生じたとしても、それは別途損害賠償請求として処理されるべきものです。本件は個別の運用の問題ではなく、入館禁止中は一律に会費を徴収するという条項自体が消費者契約法10条に違反するものです。

加えて、利用規約9条1項(8)は「その他FC本部または加盟店において入館が不適当と判断した者」と定めており、貴社の裁量のみで事実上いかなる会員にも入館禁止を命じうる極めて広汎な包括条項となっています。このような無限定な裁量条項と9条2項の会費徴収義務とが組み合わさることは、消費者に著しく不利益であり、消費者契約法10条に違反します。

## 2 利用規約10条及び11条について（退会・休会の方法及び時期）

### (1) 貴社の回答の要旨

貴社は、本人確認の必要性及び対面説明の必要性を理由として、原則として来店による手続に限る旨を回答されています。また、毎月10日を締切日としていることについては、各種システムへの連携等の事務処理に必要な期間を考慮した設定である旨を回答されています。

### (2) 当法人の見解

現代の取引実務においては、本人確認及びなりすまし防止は、オンライン認証システムや書面による郵送手続等によっても十分に実現可能であり、来店手続に一律限定することの合理的必要性は認められません。消費者に対し過大な負担を課す来店手続への一律限定は、退会の権利行使を不当に阻害するものとして、消費者契約法10条に違反し無効というべきです。

また、毎月10日を締切日とし、11日以降の申出は翌月末の退会扱い（休会の場合は翌々月1日からの休会扱い）とすることは、最大で退会意思表示から約1か月半以上も契約を拘束し、会費支払義務を課すものです。

貴社の顧客管理システムについても当然デジタル化されているはずですので、退会手続の処理に1か月以上を要する合理的根拠は何ら示されていません。10日という早期の締切設定は、消費者の利益を一方的に害するものとして消費者契約法10条に違反します。

## 3 利用規約14条3項について（強制退会時の返金不可）

### (1) 貴社の回答の要旨

貴社は、強制退会となる会員は重大な規約違反を行っており、貴社が損害を被っていることから、その補填として前納分・既払分の会費等を返還しない旨を回答されています。

## (2) 当法人の見解

消費者契約法9条1項1号は、消費者契約の解除に伴う損害賠償の予定等の条項について、当該事業者が生ずべき「平均的な損害」を超える部分を無効と定めています。

上記の貴社の回答は、貴社が被る損害が既払分の会費等を上回るため同法に違反しないとの趣旨と解されますが、損害賠償の額の予定又は違約金の算定根拠の概要について、ご説明くださいますようお願いいたします。

仮に、平均的な損害の多寡にかかわらず一律に返還しないとの趣旨であれば、消費者契約法9条1項1号に明らかに違反するものとして、速やかに改訂されるよう求めます。

## 4 利用規約19条について（店舗閉鎖時の会費）

### (1) 貴社の回答の要旨

貴社は、全国に1200店舗以上を展開しており、ある店舗が閉鎖されても他の店舗を利用可能であるため実質的にサービスの提供が妨げられるものではないとして、原則として会費の減額等には応じない旨を回答されています。

### (2) 当法人の見解

会員の多くは、特定の店舗を主たる利用場所として想定した上で入会契約を締結するものと認められます。当該店舗が閉鎖され事実上の利用が困難となった場合においても、遠隔地の他店舗が利用可能であることを理由に会費全額の支払義務を継続させることは、消費者の権利を制限し、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであり、消費者契約法10条に違反します。

仮に、当該条項を削除しないのであれば、主たる利用店舗の閉鎖等により会員が実質的にサービスを受けられなくなった場合に、当該会員が不利益を受けることなく退会できるよう、退会手続の方法及びその期限について配慮する規定を設けてください。

## 5 利用規約20条1項について（免責条項）

本条項は、「故意または重過失による場合を除き、一切の責任を負いません」と規定しており、貴社の軽過失に基づく債務不履行責任をも免除する内容となっています。かかる条項は消費者契約法8条1項1号に明白に違

反し無効というべきものであることから、改訂後の条項を速やかにご提示  
ください。

以 上